

原議保存期間	20年（令和27年3月31日まで）
有効期間	一種

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
（参考送付先）

警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警察庁丁運発第148号、丁交企発第93号
丁交指発第71号、丁規発第82号
令 和 7 年 4 月 1 日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通規制課長

道路交通法施行規則等の改正に伴う運用上の留意事項について（通達）

令和6年11月13日に公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第98号。以下「改正府令」という。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第48号）の趣旨及び内容については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）」

（令和6年11月13日付け警察庁丙運発第27号）で示されたところであるが、改正に伴い、総排気量125cc以下の二輪車の最高出力を現行の原付と同等レベルの4.0キロワット以下に制御した二輪車（以下「新基準原付」という。）を原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）で運転することができるようになるところ、これに係る運用上の留意事項については下記のとおりであるので、改正府令が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 新基準原付に関する改正規定の内容

原付免許で運転することができる一般原動機付自転車（原動機付自転車のうち道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第10号イに該当するものをいう。以下「一般原付」という。）には、改正府令制定前から規定されている

- 総排気量50cc以下又は定格出力0.60キロワット以下の二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のもの。
- 上記に該当するもの以外のものであって総排気量20cc以下又は定格出力0.25キロワット以下の三輪以上のもの。

に加えて、改正府令により、

- 構造上出すことができる最高出力を4.0キロワット以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車。

も同様に一般原付とされることとなった。

他方で、最高出力が4.0キロワットを超える総排気量50cc超125cc以下の二輪車は、引き続き普通自動二輪車に該当し、これを運転するためには普通自動二輪車免許（小型限定を含む。）が必要となることに留意すること。

なお、改正府令の公布と同日に、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第99号）が公布・施行され、新基準原付は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）における原動機付自転車の区分としても、一般原付に相当する第一種原動機付自転車として区分されることとなったことにも留意すること。

2 外見識別関係

(1) ナンバープレートについて

改正府令の施行後は、総排気量50cc超125cc以下の二輪車について、

- 一般原付に該当する最高出力4.0キロワット以下の新基準原付
- 普通自動二輪車に該当する総排気量は同じでも最高出力が制御されていない外見上は類似した異なる扱いの車両とが並存することになる。

この点、総排気量125cc以下の二輪車は、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく軽自動車税を賦課するため、課税標識としてナンバープレートの交付を受けなければならないことが、各市区町村の条例で定められている。また、全ての都道府県の公安委員会規則で、法第71条第6号の委任を受けた公安委員会が定める運転者の遵守事項として、原動機付自転車を運転するときは当該ナンバープレートを表示しなければならないことが定められている。

この課税標識であるナンバープレートの地の塗色は総排気量等に応じて区別されており、一般原付に該当する総排気量50cc以下の原動機付自転車に表示されるナンバープレートの塗色は白色であるが、総排気量が50cc超90cc以下の原動機付自転車のナンバープレートは薄黄色、総排気量90cc超125cc以下の原動機付自転車のナンバープレートは薄桃色となっている（別添1参照）。

今般の改正府令及び道路運送車両法施行規則の改正を踏まえ、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）により改正された地方税法では、新基準原付には改正府令の施行前の一般原付と同様の軽自動車税を賦課することとされたため、最高出力が4.0キロワット以下の新基準原付は総排気量50cc超であるが、交付されるナンバー

プレートは改正府令の施行前の一般原付と同様の白色となる。

このように、課税標識であるナンバープレートは、外見上の識別手段として有効と考えられることから、交通指導・取締部門に周知を徹底すること。

(2) その他の識別手段について

道路運送車両法施行規則では、総排気量50cc超125cc以下の二輪車を第二種原動機付自転車としているところ、かつて関係省庁から二輪車業界に行われた要請により主要二輪車メーカーの生産する第二種原動機付自転車には、識別のために後部に白色△印を、前部フェンダーに白帯を付している。今回の道路運送車両法施行規則改正により、新基準原付は第一種原動機付自転車として区分されることになったため、これらの表示はされないことに留意すること。

また、主要二輪車メーカーの生産する原動機付自転車は、一般的に国土交通大臣より型式認定を受けているが、第一種原動機付自転車と第二種原動機付自転車は、型式認定番号標で区別することが可能（別添2①参照）であるため、外見上は類似した新基準原付と普通自動二輪車を識別する手段の一つになると考えられることから、交通指導・取締部門において周知すること。加えて、国土交通大臣による型式認定を受けない場合でも、国土交通大臣が認めた機関が最高出力確認を行い、最高出力が4.0キロワット以下に抑えられていることを証明する「最高出力確認制度」が設けられ、新基準原付に該当する場合は、確認済みである証明シール（別添2②参照）を交付することとなっていることから、併せて参照すること。

3 販売事業者等と連携した広報啓発

(1) 販売事業者等と連携した周知

原付免許で運転できるのは、あくまでも最高出力が制御されることで現行の原動機付自転車と同等といえる新基準原付に限られることから、あたかも「出力を抑えていない総排気量125cc以下の普通自動二輪車が原付免許で運転できる対象になった」との誤解が生じないように、販売事業者等をはじめとする関係機関や関係団体と連携して、各種媒体（運転免許試験場等における掲示、各都道府県警察のウェブサイトやSNS等）を活用し、周知の徹底に努めること。

また、新基準原付については、そのナンバープレートが一般原付と同じく白色であること等による外見上の識別方法等についても、周知すること。

(2) 取得時講習における周知

ア 法第108条の2第1項第6号に規定されている一般原付の運転に関する講習を受講する原付免許新規取得者に対しては、改正府令に併せて交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）も改正されたことを踏まえ、新基準原付に係る内容を説明するとともに、一般原付を購入する際には、総排気量に加えて最高出力も販売者等に確認するよう周知し、原付免許で運転することができる車両や新基準原付に適用される法の規定について誤解を生じさせないように留意すること。

イ 法第108条の2第1項第4号に規定されている自動車の運転に関する講習を受講する大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許の新規取得者に対しても、上記アと同様に、新基準原付に係る内容を説明することに留意すること。

4 その他の留意事項

(1) 交通規制関係について

新基準原付は、改正府令の施行後は一般原付に該当することから、特段の措置を講じなくても、原付を対象とした交通規制の対象となる。また、新基準原付は車体の大きさに係る規定は設けられていないが、改正府令の施行前の一般原付と比べて排気量が大きくなることから、改正府令の施行前よりも車体がある場合があることも踏まえ、補助標識等で「原付を除く」等とするなど、一般原付を個別に規制対象から除外し、又は規制対象とした交通規制を実施している箇所について、必要に応じて規制対象を見直すなど、道路環境等に応じた適切な交通規制となるよう対応すること。

(2) 法令の適用関係について

新基準原付は、一般原付に該当するものであり、従前、一般原付に適用されてきた法の規定がそのまま適用されることから、

- 原則として道路の左側端を走行すること（法第18条第1項）
 - いわゆる二段階右折を行うこと（法第34条第5項）
 - 乗車用ヘルメットの着用を行うこと（法第71条の4第2項）
 - 法定速度は時速30キロメートルであること（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第11条）
 - 乗車人員は、一人を超えないこと（道路交通法施行令第23条第1号）
- といった規定が適用されることに留意すること。

また、新基準原付は道路運送車両法上は原動機付自転車に区分されるため、引き続き高速自動車国道及び自動車専用道路を通行することはできないことに留意すること（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第2条及び第17条第1項並びに道路法（昭和27年法律第180号）第2条及び第48条の11）。

【参考資料】

- 別添1 道路運送車両法の車両区分とナンバープレート
- 別添2 型式認定番号標及び最高出力確認結果に係る表示について
- 別添3 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）に係る官報（抜粋）
- 別添4 新基準原付の課税上の取扱い等について（令和7年4月1日付け総税市第28号）

道路運送車両法の車両区分とナンバープレート

別添 1

車両区分	排気量等	定格出力	標識の色	ナンバープレート	税額
第一種原動機付自転車	50cc以下 又は 最高出力が4.0kW以下の125cc以下	0. 6kw以下	白色		2,000円
第二種原動機付自転車	90cc以下 (最高出力の規定なし)	0. 8kw以下	黄色		2,000円
	125cc以下 (最高出力の規定なし)	1. 0kw以下	ピンク色		2,400円

- ① 第一種原動機付自転車と第二種原動機付自転車の型式認定番号標について
※ 塗色は、紫色とすることとされている。

【第一種原動機付自転車（新基準原付相当）の型式認定番号標】

※ 型式認定番号はⅠ－〇〇〇

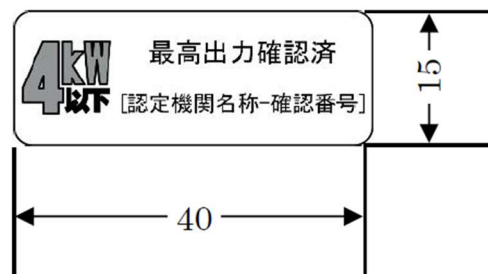


【第二種原動機付自転車（普通自動二輪車（小型二輪車））相当の型式認定番号標】

※ 型式認定番号はⅡ－〇〇〇



- ② 「最高出力確認済み」のシールについて



備考

- (1) 文字の書体はゴシックとし、大きさは原則8ポイント（日本産業規格 Z8305 に規定するポイントをいう。）以上とする。
- (2) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。
- (3) 「認定機関名称」は、最高出力確認実施機関毎に指定された名称とする。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第七号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ中「対象会計年度をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「第八十二条の二第二項」を「第八十二条の三第三項」に改め、「法人税の額」の下に「、各対象会計年度の国際最低課税残余額(同法第八十二条の十一第一項に規定する国際最低課税残余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第八十二条の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額」を加え、「第三項第四項及び第七項を除く。」、第四十二条の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同号ロ中「法人税額」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余額(法人税法第百四十五条の二第一項に規定する国際最低課税残余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第百四十五条の六第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額を除く。」を加え、「第四十二条の十二の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」及び第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項を「及び第四十二条の十二の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同項第七号及び第九号中「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の第三十四条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の道府県民税の納税義務者の特定親族(同項第十二号に規定する特定親族をいう。次項において同じ)にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

第二十四条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第三十四条第一項に次の一号を加える。

十二 自己と生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族(自己の配偶者を除く。)及び児童(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十万円以下であるものに限り)で控除対象扶養親族に該当しないもの(以下この款において「特定親族」という。)を有する所得割の納税義務者(その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。)、各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- イ 前年の合計所得金額が九十五万円以下である特定親族 四十五万円
- ロ 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち八十四万一千円を超える部分の金額に二を乗じた金額(当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。)を控除した金額
- ハ 前年の合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円
- ニ 前年の合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円

第三十四条第六項中「第二項」を「第一項第十二号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第二項」に改め、同条第八項中「その他の扶養親族」の下に「若しくは特定親族」を加え、同条第十項中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第十一項中「扶養控除額」の下に「特定親族特別控除額」を加える。

第四十五条の二第二項ただし書中「若しくは第三十四条第四項」を「、第三十四条第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り)に係るものを除く。)」を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第四十五条の三の二第二項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第四十五条の三の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り)。」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第五十三条第一項中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、同条第三十八項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、「控除の限度額で政令で定めるものの」を「政令で定めるところにより計算した金額の」に改める。

第七十二条の四第一項第四号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第七十二条の五第一項第八号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第七十二条の十七第一項中「支払賃借料」の下に「支払賃借料のうち」を加え、「に限る」を「をいう」に改め、「受取賃借料」の下に「受取賃借料のうち」を加え、同条第二項中「各事業年度において」を削り、「賃借権」の下に「法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引に係るものを除く。」を加え、「支払う」を「その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払うこととされている」に改め、同条第三項中「各事業年度において」を削り、「支払を受ける」を「その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払を受けることとされている」に改める。

第七十二条の四十九の二中「納税義務者」の下に「又は事業税の納税義務者との間に法人税法第二十条第十二号の七の六に規定する完全支配関係(当該納税義務者による同号に規定する完全支配関係を除く。)があると認められる者」を加える。

第七十二条の五十二第二項中「第八十四条」を「第八十四条の二」に改める。

第七十四条の十八第一項第二号中「による」を「に違反して、帳簿を備えず、若しくは」に改める。

第百四十四条の三第一項中「数量」の下に「(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第百四十四条の三十二第二項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)」を加え、同条第五項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。)」に、

「オーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア）」を「締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国」に改める。

第百四十四条の六の二及び第百四十四条の三十二第九項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

第百四十四条の三十三第五項第一号及び第百四十四条の三十七第一項第五号中「による」を「に違反して、帳簿を備えず、若しくは」に改める。

第百四十八条第三項を次のように改める。

3 道府県は、締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を課することができない。

第百九十二条第一項第四号イ中「対象会計年度をいう」の下に「以下この号において同じ」を加え、「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改め、「法人税の額」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余额（同法第八十二条の十一第一項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第八十二条の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額」を加え、第三項、第四項及び第七項を除く。、第四十二条の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同号口中「法人税額」の下に「（各対象会計年度の国際最低課税残余额（法人税法第百四十五条の二第一項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第百四十五条の六第一項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）を加え、」第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「及び第四十二条の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項）に改め、同項第七号及び第九号中「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の第百四十四条の二第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の市町村民税の納税義務者の特定親族（同項第十二号に規定する特定親族をいう。次項において同じ。）にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

第百九十四条第七項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第百四十四条の二第一項に次の一号を加える。

十二 自己と生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族（自己の配偶者を除く。）及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童（第百三十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下この

節において「特定親族」という。）を有する所得割の納税義務者（その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。）各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 前年の合計所得金額が九十五万円以下である特定親族 四十五万円

ロ 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち八十四万円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十

万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ハ 前年の合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円

ニ 前年の合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円

第百四十四条の二第六項中「第二項」を「第一項第十二号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第二項」に改め、同条第八項中「その他の扶養親族」の下に「若しくは特定親族」を加え、同条第十項中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第十一項中「扶養控除額」の下に「特定親族特別控除額」を加える。

第百三十七条の二第二項ただし書中「若しくは第百三十四条の二第四項を「、第百三十四条の二第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り）に係るものを除く。）を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第百三十七条の三の二第二項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第百三十七条の三の三第一項中「者に限り」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り）」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第百三十一條の八第一項中「第百四十五條の五」を「第百四十五條の十三」に改め、同条第三十八項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、「控除の限度額で政令で定めるもの並びに」を「政令で定めるところにより計算した金額並びに」に改める。

第百四十五條第三項を次のように改める。

3 市町村は、締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。

第百六十三條の十五第一項第一号イ中「二」を「ハ及びホ」に改め、同号口中「又は」を「ハに掲げるものを除く。」又は「一」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「又は」を「ハに掲げるものを除く。」又は「一」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下

年額 二千元

第七百一条の三十四第二項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第七百四十七條の二第一項中「この条から第七百四十七條の五まで」を「この条から第七百四十七條の五の二まで」に改める。

第七百四十七條の四の前の見出しを「（他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知の特例）」に改め、同条第一項中「次条第一項」の下に「及び第七百四十七條の五の二第一項」を加え、同項「を（次条第一項及び第七百四十七條の五の二第一項）」に「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係通知に」を「特定書面等行政機関宛通知に」に改め、同項の表第二項の項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、次項において同じ」を削る。

総 税 市 第 2 8 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長
総務省自治税務局自動車税制企画室長
(公 印 省 略)

新基準原付の課税上の取扱い等について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号。以下「令和 7 年改正法」という。）が令和 7 年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたことにより、原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が 50cc 超 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kW 以下のもの（以下「新基準原付」という。）の軽自動車税種別割の税額が 2,000 円とされました。

新基準原付の課税上の取扱い及び課税標識（いわゆるナンバープレート）の取扱いについて、下記のとおり通知しますので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 新基準原付の課税上の取扱いについて

（1）令和 7 年度税制改正について

新基準原付については、令和 7 年改正法において、原動機の総排気量が 50cc 以下又は定格出力が 0.6kW 以下の原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。以下「現行原付」という。）と同様に、軽自動車税種別割の税率は 2,000 円とされ、当該税率は、令和 7 年度以後の軽自動車税種別割について適用されることとなる。また、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）に定める申告書（以下「申告書」という。）の様式の改正等もあわせて令和 7 年 4 月 1 日に施行された。

なお、本改正に関連する法令改正として、令和 6 年 11 月 13 日に公布・施行された道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 99 号）によって、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 1 条第 2 項に定める第一種原動機付自転車において、新基準原付が規定されている。また、同日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日に施行された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 98 号）によっても同様に、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 1 条の 2 に定める一般原動機付自転車において、新基準原付が規定されている。

（２）新基準原付に該当する車両の実務上の区別方法について

新基準原付については、道路運送車両法施行規則第 1 条第 2 項に定める第二種原動機付自転車（総排気量 50cc 超 125cc 以下）の車両をベースに製造される見込みであるなど、第二種原動機付自転車との外見及び総排気量による識別が困難であることから、申告書に記載される総排気量及び最高出力（申告書の様式に記載欄を追加）の確認に加えて、以下①又は②の方法によって判別されたい。

- ① 道路運送車両法施行規則に規定する型式認定番号を有する車両については、譲渡（販売）証明書の型式認定番号又は当該車両の型式認定番号標を確認する。
- ② 型式認定番号を有さない車両については、国土交通省において令和 7 年 4 月から運用されている最高出力確認制度（別添参考資料を参照）に基づいて、確認実施機関（国土交通大臣が認定した最高出力確認を実施する者）が個々の車両ごとに発行する「最高出力が 4.0kW 以下であることの確認済書」又は確認実施機関による最高出力確認結果の表示（シール）の有無を確認する。

なお、上記にあわせて、新基準原付の取得者に対して、販売事業者等が譲渡（販売）証明書を交付する場合には、同証明書に最高出力及び現行原付と新基準原付の区分に関する記載欄が追加されており、同欄の確認によっても現行原付と新基準原付の判別が可能となる。譲渡（販売）証明書の記載事項の追加に関しては、経済産業省から関連業界団体に対して、記載内容に遺漏がないよう、別途周知されている。

2 課税標識について

（１）標準様式について

新基準原付における標準様式については、地方税法第 463 条の 15 第 1 項第 1 号イに掲げる原動機付自転車と同様とする。

(2) 施行日について

上記 1 (1) のとおり、改正後の地方税法及び地方税法施行規則の施行日は令和 7 年 4 月 1 日である。なお、国内大手メーカーは、現行原付への排ガス規制(第 4 次規制)の適用が開始される令和 7 年 11 月を目指し、新基準原付の開発を進めていることを申し添える。

(連絡先)

総務省自治税務局都道府県税課

自動車税制企画室

担当：花堂、岡部

電話：03-5253-5663

最高出力4.0kW以下であることの確認制度・公証方法

参考資料

想定する対象者	最高出力の確認制度	最高出力の確認方法	対象車両	公証方法
主要二輪車メーカー	型式認定制度 【道路運送車両法 施行規則】	原動機単体で試験を実施 併せて最高出力抑制装置を確認	型式毎	原動機への表示
輸入事業者・小規模 製作者・改造事業者	最高出力確認制度 【新告示】	完成車状態で試験を実施 (駆動輪出力を測定し原動機出力に換算) 併せて最高出力抑制装置を確認	一定台数毎	原動機へのシール 貼付
個人輸入車・改造車			1 台毎	

最高出力確認済み証明書又は確認実施機関による最高出力確認済みの表示(シール)のサンプル

【別紙8】最高出力が 4.0kW 以下であることの確認済書

年 月 日

(最高出力確認の申請者の名称)
(代表者の氏名) 殿

(最高出力確認実施機関の名称)
(代表者の氏名)

最高出力が 4.0kW 以下であることの確認済書

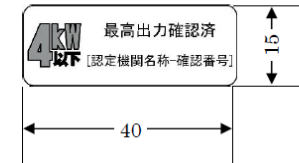
原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和●●●号)第5条第1項に基づき申請があった下記に掲げる原動機付自転車については、同条第2項の最高出力確認の結果、最高出力が 4.0kW 以下であり、かつ、最高出力抑制装置が保安基準第 66 条の4の3に適合するものと確認しました。

記

車 名	
車 台 番 号	
原 動 機 の 型 式	
最 高 出 力 確 認 番 号	

(日本産業規格A列4番)

【別紙11】シールの様式



備考

- (1) 文字の書体はゴシックとし、大きさは原則8ポイント(日本産業規格 Z8305 に規定するポイントをいう。)以上とする。
- (2) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。
- (3) 「認定機関名称」は、最高出力確認実施機関毎に指定された名称とする。

原動機付自転車の最高出力確認制度に関するガイドライン(抜粋)